



環政第2130号

平成25年1月11日

宮古島市長

下地 敏彦 殿

沖縄県知事

仲井眞 弘多



宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見について

沖縄県環境影響評価条例第42条第3項の規定（以下「都計特例」という。）により読み替えて適用される同条例第21条の規定に基づき、平成24年11月28日付け官建都第1191号で送付のあった標記の環境影響評価書について、都計特例により読み替えて適用される同条例第22条第1項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

宮古島市ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書に対する知事意見

1 緑化計画について

- (1) 緑化計画図に示された植栽箇所には、当初の事業予定地として含めていた本事業実施区域の北西に隣接する土地が含まれていないことから、当初の事業予定地として含めていた本事業実施区域の北西に隣接する土地も含めた緑化計画を再度検討すること。その上で、緑化の方法、緑化する箇所、当該箇所において使用する植物種などの具体的な内容及び当該内容が確認できる緑化計画図を評価書に記載すること。
- (2) 緑化に当たっては、「宮古島産や沖縄県内産の苗木や種子を用いるように努めることとする。」とあるが、宮古諸島に生育していない沖縄県内産の植物種を用いることにより、宮古諸島に生育する植物種の遺伝的多様性が失われる可能性があることから、緑化に当たっては、本事業実施区域内に生育している植物種を用いた緑化を検討すること。
- (3) 「植栽樹種については、周辺景観との連続性を持たせるよう配慮する。」とあるが、緑化計画及び緑化計画図（案）からは、植栽樹種の選定に当たり、周辺景観との連続性にどのように配慮したのかが明らかにされていないことから、選定した植栽樹種と周辺景観との連続性について、配慮した内容を具体的に評価書に記載すること。

2 土壤汚染に係る調査について

- (1) 工事着工前に実施するとしている土壤調査及び地質調査については、本事業実施区域内における土壤汚染の状況が適切に把握できるよう複数の地点及び深度での測定を検討し、当該調査結果を県に報告すること。なお、調査の結果、土壤汚染を確認した場合は、措置を講じる前に、関係機関と当該措置の内容等について調整すること。
- (2) 「土壤調査の結果を踏まえ、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じます。」とあるが、その内容が明らかにされていないことから、どのような調査結果の場合にどのような環境保全措置を講じるかを明らかにし、当該環境保全措置の具体的な内容を評価書に記載すること。

3 地形・地質について

地形・地質への負荷の低減を図るために環境保全措置として「土地の改変に当たっては、法面崩壊等の防災及び土砂流出の防止のために、洪水調整池、仮設沈砂池、流出水路等の防災工事を先行して実施する。」とあるが、当該環境保全措置は地形・地質への負荷の低減を図るために環境保全措置として妥当ではないことから、本事業実施区域における石灰岩堤そのものが重要な地形であることを踏まえた予測及び評価を行うこと。

また、可能な限り切土を少なくする事業計画・工法の採用や掘削深度の低減などの地形・地質への負荷の低減を図るために環境保全措置を検討し、当該検討の結果を評価書に記載すること。

4 ミヤコマドボタルについて

ミヤコマドボタルに係る環境保全措置である黄色ナトリウムランプや黄色 LED 照明の採用については、走光性昆虫類に対して一定の効果が見込めるものの、ミヤコマドボタルに対して効果的な環境保全措置ではないことから、ミヤコマドボタルに係る環境保全措置と走光性昆虫類に係る環境保全措置を別々に検討し、当該検討の結果を評価書に記載すること。なお、ミヤコマドボタルに係る環境保全措置として、同種の成虫の発生時期を調べた上で、当該時期における夜間照明を可能な限り使用しない措置を講じること。

5 景観について

景観については、「施設の構造等が決定した時点で、調査、予測及び評価を実施して、周辺景観になじむような色彩や形状とするなど、周辺住民に圧迫感を与えないようなデザインなどを検討します。」とあるが、当該検討に当たっては、宮古島市景観条例等との整合性も考慮すること。

6 廃棄物等について

(1) 既存し尿処理施設の解体工事に伴う「汚泥」の排出量及び処分方法について検討し、当該検討の結果を踏まえた予測及び評価を行うこと。

(2) 表6.19.2.1-1 廃棄物の排出量及び処分・利用の方法については、以下の指摘に基づいて再度検討し、必要に応じて修正すること。また、当該修正を踏まえた予測及び評価を行うこと。

ア 既存焼却施設の解体工事前に、ばいじんと燃え殻が撤去済みか明記し、撤去されていない場合には、ダイオキシン類濃度が3 ng-TEQ/gを超える物は特別管理産業廃棄物である「ばいじんと燃え殻の混合物」に該当することから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に従って適正に処理すること。

イ 既存焼却炉内の耐火物については、ばいじんと燃え殻が付着していることが想定され、除染を行わずそのまま処理する場合には「ばいじんと燃え殻とがれき類の混合物」に、除染を行ったとしても耐火物が多孔質材料（レンガ等）の場合には、汚染物の除去は困難であることから「ばいじんとがれき類の混合物」に該当することから、廃棄物処理法に従って適正に処理すること。

7 地下水の水質に係る事後調査について

事後調査は、その結果により環境保全措置の追加や修正を行うものであり、環境影響評価の結果との比較検討が適切に行えるよう実施する必要があることから、地下水の水

質に係る事後調査については、環境影響評価時における「平常時の地下水の水質の調査」と同様の調査の実施を検討すること。

8 その他

- (1) 本事業は、請負契約者等の決定後の性能発注方式に基づいて実施設計が行われることから、実施設計時に検討するとしている事項については、工事着工前にその検討結果、検討経緯及びその結果に至った根拠を県に報告すること。
- (2) 土壌汚染が確認された当初の事業予定地については、今後、必要に応じて立ち入り制限等の措置を検討するとあるが、現状のまま放置することは、汚染箇所の管理としては適正ではないため、囲いを設けるなどの立ち入り制限等の措置を速やかに検討すること。